

広島県告示第八百号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年七月十三日

広島県知事 横 田 美 香

一 区域

安芸高田市

二 対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実 施 期 日	器 物 受 付 時 間		実 施 場 所
令和八年九月一五日	午前一〇時三〇分～午後〇時		安芸高田市役所八千代支所
	午後一時三〇分～午後三時		安芸高田市商工会向原支所
令和八年九月一六日	午前一〇時三〇分～午後〇時		安芸高田市役所美土里支所
	午後一時三〇分～午後三時		安芸高田市役所高宮支所
令和八年九月一七日	午前一〇時三〇分～午後三時		安芸高田市民文化センター
令和八年九月一八日	午前一〇時三〇分～午後三時		安芸高田市役所甲田支所

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
令和八年九月一五日～ 令和九年三月三十一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会